保護者 各位

重 要

目に付くところに保管ください

八戸市立南浜中学校 校 長 釜石 潤

非常災害時における対応について

新入生を迎え新しい年度がスタートいたしました。日頃より保護者の皆様に学校での取組や 各行事への御理解と御支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、今 年度も御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から13年が経過し、加えて令和6年1月に能登半島地震が発生しました。 災害時の対応についてはますます自分事として捉えることが必要となってきました。

つきましては、非常災害時には下記のとおり基準を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本校から緊急連絡、学校安全情報配信メール及び tetoru 配信、文書等が発出された場合は、その文書等が優先します。

記

1 臨時休校となる場合

下記①~③のいずれかに該当する場合、臨時休校といたします。

※被害状況により、臨時休校としない場合もあります。その際は、配信メールでお知らせ します。

- ① 前日の16時30分以降、登校までの間に「震度5弱以上」の地震が発生した場合
- ② 朝6時の時点で、全市あるいは学区内が停電している場合
- ③ 朝6時の時点で、津波警報や避難指示が出される等、本校が避難所を開設した場合

2 保護者に引き渡す場合

下記①~③のいずれかに該当する場合、「生徒を保護者に直接引き渡し」いたしますので、 御来校ください。ただし、都合により、保護者以外の方に引き渡しを依頼する場合には、引き渡し相手方への依頼と共に、学校にも御連絡ください。

- ① 生徒が在校中に、市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合
- ② 生徒が在校中に、全市あるいは学区内が停電した場合
- ③ 生徒が在校中に、津波警報や避難指示が出される等、本校が避難所を開設した場合
- ◆本校は、大津波警報が発令された場合、<u>市の防災計画に準じて種差少年自然の家に避難</u>いたしますので、御了承ください。その場合、種差少年自然の家で保護者への引き渡しをします。
- 3 保護者の判断により登校させない場合

地震等自然災害により、<u>保護者がお子様を登校させることが危険と判断した場合は、登校を見合わせてください</u>。その後、安全が確認された場合は登校させてください。どちらも「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。保護者判断を最優先に考えています。<u>ただし、登校させない旨の連絡は学校へ一報をお願いいたします。</u>